



令和6年3月12日
道路局 路政課
国道・技術課

「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」を閣議決定

一般国道の維持、修繕、災害復旧その他の管理を効率的に実施するため、国が管理する国道の区間（指定区間）を指定する「一般国道の指定区間を指定する政令の一部を改正する政令」が、本日、閣議決定されました。

1. 背景

一般国道のうち、高速自動車国道と一体となって全国的な自動車交通網を構成する自動車専用道路の区間や重要都市を連絡する区間等については、国が直轄で管理することとし、一般国道の指定区間を指定する政令（昭和33年政令第164号）で指定しています。今般、本政令を改正し、2. の区間を追加して指定する等の必要があります。

2. 政令改正の概要

(1) 一般国道218号及び483号の路線の一部区間を指定区間に指定します。

路線名	指定区間に指定する区間	延長
一般国道 218号	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井字塩市1775番1～ 宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折字末市13983番1 (高千穂雲海橋道路)	3.3km
一般国道 483号	兵庫県豊岡市新堂字門谷282番1～ 兵庫県豊岡市戸牧字畑ケ中1830番2 (北近畿豊岡自動車道)	6.1km
計	2路線(2区間)	9.4km

(2) 一般国道2号の路線の一部区間を指定区間から除外します。

路線名	指定区間から除外する区間	延長
一般国道 2号	広島県東広島市八本松西3丁目2193番2～ 広島県安芸郡海田町南大正町1270番18	△18.8km
計	1路線(1区間)	△18.8km

3. スケジュール

公布日：令和6年3月15日（金） 施行日：令和6年4月1日（月）

問合せ先

道路局 路政課 有賀、伊賀、高砂（内線：37333、37334）

国道・技術課 大胡（内線：37832）

代表電話：03-5253-8111 直通番号：03-5253-8480（路政課）03-5253-8492（国道・技術課）